

特定工場等から発生する騒音の規制基準

- a) 対象: 指定地域内で特定施設を設置する工場または事業場
- b) 届出: 特定施設の設置、変更（工事開始の30日前まで）、氏名変更、全廃止、承継（30日以内）の届出が必要
- c) 基準: 指定地域内の特定工場は、敷地境界線において規制基準を遵守しなければならない

(単位: dB)

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～翌朝6時
第1種区域	45	50	40	40
第2種区域	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60

- (注) 1 第2種区域、第3種区域、第4種区域内にある次の施設の周辺概ね50mの区域内における規制基準は、上表の基準値から5dBを減じた値とする。
- 2 学校(学校教育法第1条)、保育所(児童福祉法第7条)、患者の収容施設を有する病院及び診療所(医療法第1条の5第1項、2項)、図書館(図書館法第2条第1項)、特別養護老人ホーム(老人福祉法第14条第1項第2号)

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

- a) 対象: 指定地域内において特定建設作業を行う建設工事施工者
ただし、1日で作業が終了するもの、災害、非常事態等の特例を除く
- b) 届出: 作業実施の届出（作業開始の7日前まで）が必要
- c) 基準: 特定建設作業の規制基準

1) 騒音の大きさ	特定建設作業場所の敷地境界線で85dB以下
2) 夜間、深夜作業の禁止	第1号区域: 午後7時～翌午前7時
	第2号区域: 午後10時～翌午前6時
3) 1日の作業時間の制限	第1号区域: 1日につき10時間
	第2号区域: 1日につき14時間
4) 作業期間の制限	連続して6日間を超えないこと(同一場所において)
5) 日曜日、休日の作業禁止	日曜日、その他の休日

第1号区域: 第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区域並びに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院及び患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80m以内の区域

第2号区域: 第4種区域のうち、第1号区域を除く区域

自動車騒音に係る要請限度(騒音規制法第 17 条第 1 項)

指定地域内における自動車騒音が次の限度を超えることにより道路周辺の生活環境が著しくそこなわれていると認められるときは、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

1. 区域の区分

都市計画法用途地域	自動車騒音の要請限度	
	自動車騒音の要請限度	環境基準
第 1 種低層住居専用	a 区域	A 類型
第 2 種低層住居専用		
第 1 種中高層住居専		
第 2 種中高層住居専		
第 1 種住居地域	b 区域	B 類型
第 2 種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域	c 区域	C 類型
第 3 種区域商業地域		
準工業地域		
工業地域		

2. 要請限度値

(単位：dB)

都市計画法用途地域	要請限度(LAeq)		環境基準(LAeq)	
	1車線	2車線以上	道路に面した地域	一般地域
第 1 種低層住居専用	a 区域	a 区域	A 地域 (2車線以上)	A 地域
第 2 種低層住居専用				
第 1 種中高層住居専用	b 区域	70 / 65 (75 / 70)	60 / 55 (70 / 65)	B 地域
第 2 種中高層住居専用				
第 1 種住居地域	65 / 55 (75 / 70)	b 区域	B 地域 (2車線以上)	55 / 45
第 2 種住居地域				
準住居地域				
近隣商業地域		c 区域 (車線を有する道路)	C 地域 (車線を有する道路)	C 地域
商業地域				
準工業地域				
工業地域				
		75 / 70 (75 / 70)	65 / 60 (70 / 65)	60 / 50

(注 1) 数値は要請限度値で、昼間 / 夜間の値

(注 2) () 内の値は、幹線道路を担う道路に近接する区域に係る特例

2車線以下：道路の敷地境界線から 15 m まで

2車線超：道路の敷地境界線から 20 m まで

(注 3) 幹線道路を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路

3. 時間の区分

昼間	夜間
午前 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から午前 6 時まで

福井県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

A) 特定工場に係る規制（第8条）

a) 対象：条例第2条に基づく特定工場（または）

通常の排水量が3,000m³/日以上以上の工場又は事業場（紙又はパルプ製造は2,000m³/日以上）

通常の燃料使用量が600kg/時（重油換算）以上の工場又は事業場

b) 届出：設置、変更（受理後60日以降に工事）、氏名変更、承継、全廃（30日以内）

c) 基準：規制基準（規則第6条別表第4）

（単位：dB）

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	6時から8時	8時から19時	19時から22時	22時から翌朝6時
第1種区域	45	50	40	40
第2種区域	50	60	50	45
第3種区域	60	65	60	55
第4種区域	65	70	65	60
第5種区域	70	75	70	65
その他の区域	55	60	55	55

注) 1. 騒音規制法の対象となる事業場は適用しない。

2. 第1種区域及び第5種区域以外の区域内にある学校等の周囲50m以内の区域は、5dB減じる。

3. 区域

区 域	用 途 地 域 区 分
第 1 種 区 域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第 2 種 区 域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第 3 種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種 区 域	工業地域
第 5 種 区 域	工業専用地域
そ の 他 の 区 域	上記以外の地域

B) 福井県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

対象：次の営業を営む者

営業の種類（規則第 26 条）	適用条件
飲食店営業、喫茶店営業	食品衛生法施行令第 5 条第 1 号、2 号によるもの（風俗営業法第 2 条第 1 項各号に掲げる営業及び祭礼、慣習行事における営業を除く）
カラオケ装置を使用させての営業	風俗営業法第 2 条第 1 項各号に掲げる営業を除く
ボウリング場営業	
車両洗車装置を使用する営業	

規制基準

（単位：dB）

区 域	午後 11 時～翌午前 0 時	午前 0 時～午前 5 時
第 1、2 種 区 域	50	45
第 3 種 区 域	60	55
第 4・5 種区域、その他の区域	55	50

注) 1. 区域は A) 特定工場に係る規制 と同一区域

2. 第 4・5 種区域、その他の区域において、周囲概ね 50 m 以内に住宅等がない場合は適用しない。

(参考) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 15 条による規制

（単位：dB）

区 域	昼 間	夜 間	深 夜
	日出時～日没時	日没時～翌午前 0 時	翌午前 0 時～日出時
第 1 種低層住居専用地域～準住居地域	55	50	45
近隣商業地域～準工業地域	65	60	55
上記以外の地域	60	55	50

（県条例第 53 号：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例）

C) 拡声器の使用による放送の制限（第 41 条）

何人も、午後 9 時から翌日の午前 8 時までの間は、屋外において拡声器の使用による放送をしてはならない。ただし、公共のためにする広報その他規則で定める場合は、この限りでない。

D) 近隣静穏の保持（第 46 条）

何人も、住居が集合している地域においては、音響機器、楽器等の使用その他の日常生活に伴って発生する騒音および資材または機材の搬入または搬出その他の事業活動に伴って発生する騒音または振動による公害を生ずることのないように自ら配慮することにより、近隣の静穏の保持に努めなければならない。